

昭和週
四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十二号

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

通算希望申出書
地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条第一項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第二条第一項の規定により在職期間の通算を希望することを申します。

年 月 日
(退職時の職名)

現住所
本籍地
職員との身分関係

年 月 日
死亡年月日
退職した職員の職名
退職した職員の氏名

- 4 改正条例附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しない者があるときにおいて、その者が行なう申出は、附則第五号様式によるものとする。
- 3 改正条例附則第七条の規定により知事が措置しなければならない通知は、附則第二号様式によるものとする。
- 2 附則第一号様式又は附則第二号様式及び附則第四号様式によるものとする。
- 1 は、附則第一号様式

通算希望申出書
鳥取県知事 氏名

注 この様式は、本人が申出をする場合のものであることを。

附則第二号様式

通算希望申出書
地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条第二項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第二条第二項の規定により在職期間の通算を希望することを申します。

金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和三十二年八月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

第一条中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

第二条中「他の都道府県」の下に「若しくは市町村」を加える。

別記第一号様式中「貴県退職年金権者」を「貴退職年金権者」に、「県知事 殿」を「殿」に改める。

別記第三号様式中「貴県の」を「貴の」に、「県知事 殿」を「殿」に改め、同様式注中「他の都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に、「都道府県の職員」を「職員」に改め、「当都道府県の」を削る。

別記第四号様式中「貴県の」を「貴の」に、「貴県

退職年金」を「貴退職年金」に、「県知事 殿」を「殿」に改め、同様式注中「他の都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に、「都道府県の職員」を「職員」に改め、「当該都道府県の」を削る。

別記第六号様式中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に改める。

別記第七号様式中「他の都道府県」を「他の地方公共団体」に、「県知事 殿」を「殿」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十一月十四日から適用する。

2 恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号。以下「改正条例」という。）附則第二条の規定により在職期間の通算を希望する者があるときにおいて、その者が行なわねばならない申出及び届出

注 この様式は、職員の遺族が申出をする場合のものであること。

附則第五号様式		
通算を希望しない申出書		
地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第十一項第一項の規定に基づく恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第三条の規定により在職期間の通算を希望しないことを申し出ます。		
年 月 日	現 住 所	退職時の職名
氏 名	殿	④

右のとおり貴退職年金権者が在職期間の通算選択の申出をしたから、地方自治法施行令第百七十四条の五十七第二項の規定に基づく退職年金の支給停止に関し措置され、別紙在職期間通算希望申出書の写を添え、同令第百七十四条の六十二第一項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第五条第一項の規定に基づき通知する。

注 この様式は、職員の遺族が申出をする場合のものであること。

附則第三号様式		
退職年金権者通算選択による通知書		
就職していいる地方法公団体名	鳥取県	退職年金権者
就職している名	鳥取県	現住所
在職期間通算選択申出年月日	退職記号年金証番号	退職年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町村長	鳥取県知事	殿

右のとおり貴退職年金権者が在職期間の通算選択の申出をしたから、地方自治法施行令第百七十四条の五十七第二項の規定に基づく退職年金の支給停止に関し措置され、別紙在職期間通算希望申出書の写を添え、同令第百七十四条の六十二第一項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第五条第一項の規定に基づき通知する。

附則第四号様式		
退職年金権者通算希望申出による届出書		
就職している県名	鳥取県	退職年金証番号
在職期間通算希望年月日	退職年金額	記号年金額
年 月 日	年 月 日	年 月 日
市町村長	鳥取県知事	殿
現住所	記号年金額	
年 月 日	年 月 日	年 月 日

右のとおり地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第四条第一項の規定に基づき在職期間の通算を希望する申出をしましたから、別紙在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に改訂する政令（昭和三十四年政令第百五十四号）附則第五条第一項の規定に基づき恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に改訂する政令（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）附則第七条の規定により届け出ます。

告示

鳥取県告示第六百六十九号

市町村農業共済組合専任職員設置要領（昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十八号）は、昭和三十四年十二月十八日限り廃止する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百七十号

次のように牛の結核病、ブルセラ病の検査並びに肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除を行うことを命ずる。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 結核、ブルセラ病及び肝てつ、予防のため

鳥取県告示第六百七十一号

次のように牛の結核病、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査及び驅除並びに炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び鶏の所有者に対して検査、駆除及び注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石破 二朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、肝てつ及び炭そ病予防のため
- 二 實施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 結核及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

別表

一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十一日	氣高郡鹿野町小鷺河地区	小別所家畜検診場

二 肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十二月二十一日	氣高郡鹿野町小鷺河地区	小別所家畜検診場

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核及びブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内反応

検査ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

炭そ予防注射……炭そ第二予防液皮内注射

ひな白痢検査……種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

肝てつ検査……牛。ただし、生後三月以内分べん前

後一月以内のものを除く。

炭そ予防注射……牛及び馬。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検断法

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

炭そ予防注射……炭そ第二予防液皮内注射

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十五日	氣高郡氣高町浜村	浜村家畜検査場
"二十一日	東伯郡東郷町舍人地区	舍人 "
"二十二日	関金町南谷 "	南谷 "
"二十三日	東郷町東郷 "	東郷 "
"二十四日	倉吉市上小鴨 "	上小鴨 "
"	東郷町花見 "	花見 "
"	倉吉市倉吉 "	倉吉 "
"	東伯郡東伯町浦安 "	浦安 "
"	倉吉市小鴨 "	小鴨 "
"	東伯郡東伯町下郷 "	下郷 "
五 炭そ、予防注射	東高郡東伯町浜村	浜村家畜検査場
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十五日	氣高郡氣高町浜村	浜村家畜検査場

馬取此告示第不可一二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十一条の規定により次のとおり家畜人工受精師の免許を

二五日、倉吉町役場
四 肝てつ検査及び駆除
実施期日 実施区域
実施場所

十二月十五日 氣高郡氣高

二十一日 東伯郡東郷町舍人地

關金町南谷

卷之三

二十二日

倉吉市上小鴨

東伯郡北条町下北条

二十三日

卷一百一十一

倉吉市倉吉

東伯郡東伯町浦安

倉吉市小鴨

二四日

東伯郡東伯町下郡

東作釋東作時一類

五 炭疽予防注射

実施期日
実施区域

十二月十五日 氷高郡氷高町浜村

第一次	実施期日	第二次	実施区域	実施場所	泊家畜検査場
十二月十九日	十二月二十二日	東伯郡泊村	倉吉市社地区	東伯郡東伯町八橋	泊家畜検査場
"	"	"	"	八橋 "	社 "
二十一日	二十四日	東伯郡東伯町八橋	下郷 "	八橋 "	社 "
"	"	"	赤崎町赤崎	下郷 "	社 "
"	"	"	西伯郡中山町上中山	赤崎 "	社 "
二	ブルセラ病検査				
実施期日	実施区域	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十二月二十二日	東伯郡三朝町旭地区	旭家畜検査場	"	二十三日	土井
"	東伯町浦安	浦安 "	"	十五日	片山之晴 "
二十四日	"	"	"	鳥取市横枕	田中民藏 "
"	"	"	"	"	西尾 "
三	ひな白痢検査				
実施期日	実施区域	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十二月十四日	氣高郡氣高町山宮	三沢貢種鶏場	"	十六日	桂見
"	"	角田節子 "	"	"	御弓町
"	下石	"	"	"	上古海
"	高江	"	"	"	前嶋 "
"	幸山茂 "	"	"	"	森本 "
"	宝木	"	"	"	宮木 "
"	池本竹代 "	"	"	"	細川 "
"	"	"	"	"	植田 "
"	"	"	"	"	西村 "
"	"	"	"	"	桑原 "

鳥取県告示第六百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、稻光井手土地改良区から次のようないに役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年十二月十八日

理事	山内 勝次	鳥取県知事 石 破 二 朗	西伯郡大山町妻木
退任した役員の氏名及び住所	金川 貞夫	稻光	西伯郡大山町妻木
富田啓次郎	福見 正義	上万	西伯郡大山町妻木
尾崎 清	綾木 喬薰	野田 荘田	西伯郡大山町妻木
大塚 英雄	片山 静雄	神原 清原	西伯郡大山町妻木

横尾 博之
小原 操
杉谷 完一
金田 稔
岡田 伸樹
稻光

唐王
中高
平
金田 俊道
岡田 伸樹
西伯郡大山町妻木
稻光

就任した役員の氏名及び住所

理事	山内 勝次	鳥取県知事 石 破 二 朗	西伯郡大山町妻木
福見 正義	尾崎 清	平 野田	西伯郡大山町妻木
綾木 喬薰	河本 林	莊王 唐王	西伯郡大山町妻木
小原善三郎	岡田 伸樹	清原 中高	西伯郡大山町妻木
河本 林	金田 稔	野田 荘田	西伯郡大山町妻木
綾木 喬薰	大塚 英雄	唐王 唐王	西伯郡大山町妻木
莊王 唐王	清原 中高	平 野田	西伯郡大山町妻木
小原善三郎	岡田 伸樹	莊王 唐王	西伯郡大山町妻木
河本 林	金田 稔	清原 中高	西伯郡大山町妻木
綾木 喬薰	大塚 英雄	野田 荘田	西伯郡大山町妻木
莊王 唐王	清原 中高	平 野田	西伯郡大山町妻木
唐王 唐王	野田 荘田	莊王 唐王	西伯郡大山町妻木
清原 中高	平 野田	莊王 唐王	西伯郡大山町妻木
中高	莊王 唐王	清原 中高	西伯郡大山町妻木

昭和三十四年五月十五日通常総代会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期二年。

鳥取県告示第六百七十四号

布勢桂見土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の氏名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所	姓	名
鳥取市布勢	中嶋 峰藏	中嶋 峰藏
	正	誤

鳥取県告示第六百七十五号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第八条第一項の規定により、次の母樹林の指定を昭和三十四年十二月十八日解除する。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

本数	所有者住所氏名	母樹母樹林別
五〇本	八頭郡智頭町大字奥本字石休 すぎ 安住 康雄	母樹
一〇	倉吉市石塚一七四 海地 文雄	母樹林

登録番号 所 在 地 樹種 本数 所有者住所氏名 母樹母樹林別

鳥第一三六号 八頭郡智頭町大字奥本字石休 すぎ 五〇本 八頭郡智頭町大字奥本四七八 母樹林
第一四二号 倉吉市石塚字八塚四七五の あかもつ 一〇 一九番地 安住 康雄

鳥取県告示第六百七十六号

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十六条第二号の規定により、次の登録漁船は、昭和三十四年十二月十五日その登録を取消した。

昭和三十四年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	船名	住所	有	所	者	姓	氏	名
T T 三一二一八	いわを丸	鳥取県岩美郡岩美町大字網代				小谷	巖	
一一二二九	清徳丸					清水	和美	
一一二一四	新生丸					山根	善一	
一一、二〇一	勝竹丸					小谷	竹治	
一一、六二八	第八榮寿丸					浜納	寿治	
T T 二一、五九一	福壽丸					浜田	義春	
一一四六五	第二たつ丸	下関市大和町四						
一一四〇四	第一大東丸	境港市						
T T 三一、七二四	福高丸	" 東本町						
一一四八五	第二正栄丸	" 上道町						
一一六八〇	伯雲丸	米子市大崎						

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十二月十八日

発行者 県
行者 県
鳥取県鳥取市東町
印刷所 県
鳥取県鳥取市東町
印刷所 県
鳥取県鳥取市東町
印刷所 県

昭和四年四月十五日第三種郵便認可 発行日火、金

- 一 日 時 昭和三十四年十二月二十二日午後一時
 二 場 所 鳥取県教育委員会議室
 三 議 題 昭和三十五年度予算について

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

手島京之助

興洋漁業株式会社

石田 孝

浜田 義春

松本 德郎

山根 善一

小谷 竹治

浜納 寿治

浜田 義春

石田 孝

山根 善一

小谷 竹治

浜納 寿治

浜田 義春

石田 孝

山根 善一

小谷 竹治

浜納 寿治

浜田 義春